工事施工円滑化ガイドライン

～迅速かつ適切な設計変更等に向けて～

北海道建設部

令和４年９月

目次

1. 本ガイドライン作成の背景・目的 ・・・ 1
2. 本ガイドラインの活用 ・・・ 2
3. 条件明示＆設計変更事例集、仮設工の積算における留意事項 ・・・ 3
4. 条件明示チェックリスト ・・・40
5. 設計図書等作成要領(請負工事編） H18（H30一部改定）
   http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/sekkeihenkou/sekkeihenkou.htm
6. 設計図書の照査ガイドライン H17（R2一部改定）
   http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/syousa-guideline/guideline.htm
7. 工事の一時中止に係るガイドライン（案） H28
   http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/kouji_ichijichuusi_guideline.html
8. 提出書類のガイドライン H18（R2一部改定）
   http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/teisyutushorui/teisyutushorui-2.htm

工事施工円滑化
５点セット

1.本ガイドライン作成の背景・目的

○令和元年6月の品確法の改正において、その基本理念が一部改正され、「公共工事等における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて（中略）適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う（法第3条第8項）」ことが示されたことや、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること（法第7条第7項）」とされたところ。
○また、道では、品確法等に係る、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（平成19年策定、平成27年12月改定）」において、施工条件等に応じた適切な設計変更など道が発注者として取り組むべき事項の取組の方向性を示してきたところである。
　こうしたこと等を踏まえ、工事準備段階･工事施工段階における発注者･受注者の役割、設計変更等手続きの円滑化・迅速化、適切な設計変更の留意事項等について、受発注者双方の理解を深め、各種手続きを書面をもって速やかに実施することを通じて、道が発注する公共工事の円滑化等を図るため、「工事施工円滑化ガイドライン」を改定する。

参考：「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（H27.12改定版）」関係部分抜粋

Ⅳ-1　道が発注者として取り組むべき事項

1　工事に関する発注関係事務の適切な実施

(1)担い手の中長期的な育成確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定

・現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成するとともに積算内容と整合を図る。

(4)施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

・賃金水準や物価水準の変動によるスライド条項の適用について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行う。

・契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更が必要となる場合には、適切な請負代金及び工期等の変更を行う。

・「設計図書作成要領（設計変更の手引き）」、設計変更事例集等の充実や関係職員への周知等を通じ、設計変更の手続きの迅速化など設計変更事務の円滑化、迅速化を図る。

4　工事の監督・検査等の充実・強化

(4)受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等

・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する三者検討会を活用する。

・受注者からの協議等については、ワンデーレスポンスの試行等を通じて速やかかつ適切な回答に努める。

2.本ガイドラインの活用

本ガイドラインは、これまで道が策定してきた「設計図書等作成要領（請負工事編）」、「設計図書の照査ガイドライン」、「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」、「提出書類のガイドライン」に加え、「条件明示チェックリスト」を追加した**工事施工円滑化５点セット**をひとまとめとして作成したものである。

工事発注準備、工事施工の各段階における参考とすべき要領・ガイドラインの位置づけを示し、受発注者双方が、「条件明示＆設計変更事例集」を参考に、各種手続きを迅速かつ適切に行えるよう編纂したものである。

右図を参考に、必要に応じて参照いただきたい。

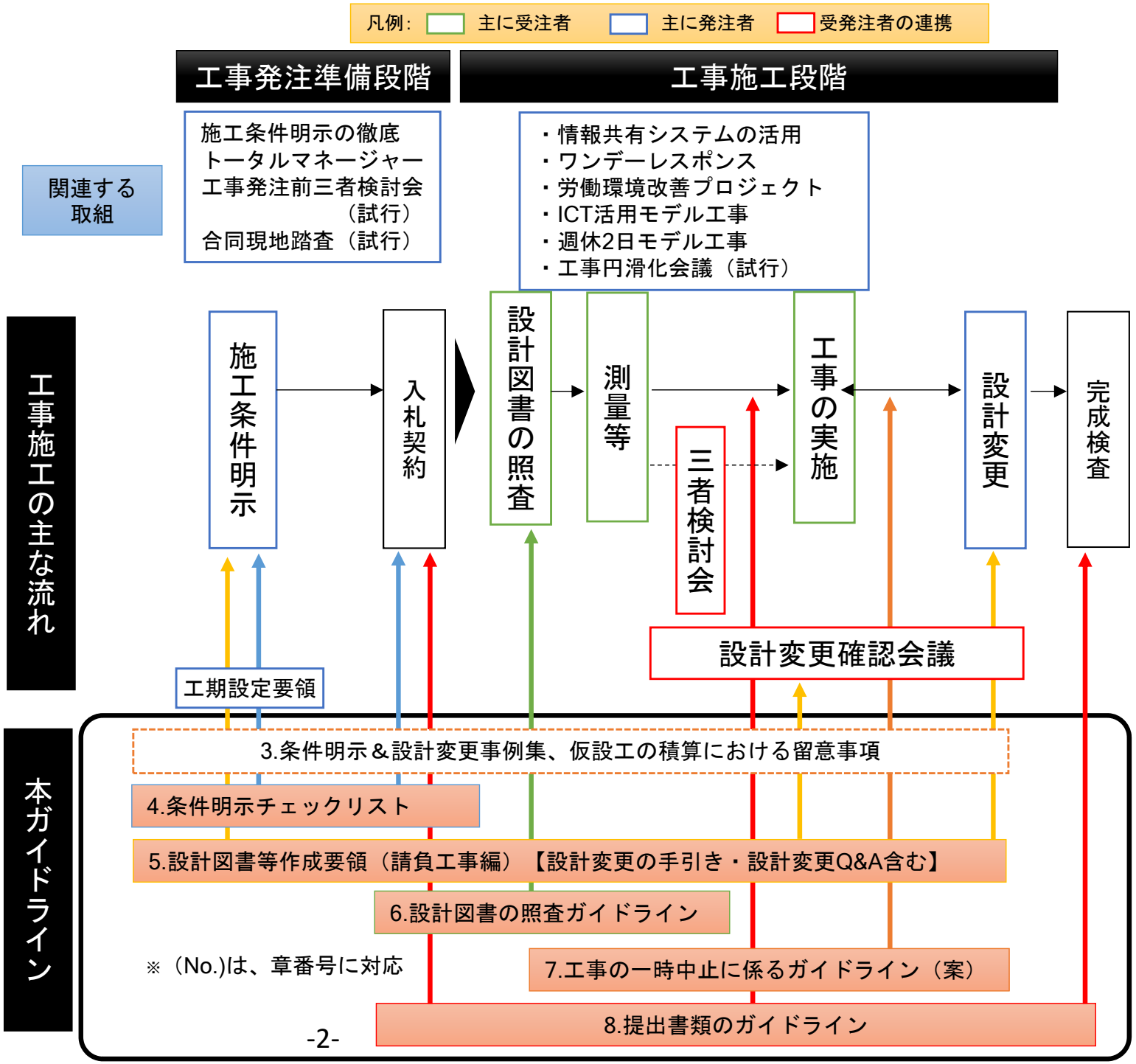

３．条件明示＆設計変更事例集、仮設工の積算における留意事項

3-1.条件明示＆設計変更事例集

本章は、当初設計時における条件明示事項に関連し、現場の状況に応じて、受発注者双方が協議、確認等を行い、設計変更手続きを行う流れを、一連で示すことにより、理解しやすいよう参考事例を示したものです。

ただし、あくまでも参考として示したものであり、現場条件によっては、設計変更できない場合も想定されるため、十分、工事監督員と協議を行うことが必要です。

事例１：工事施工箇所の除雪費等について
事例２：既存資材の流用を行う際に仮置きが発生する場合の積込み･運搬費について
事例３：仮設の敷鉄板の増工について
事例４：交通誘導警備員の増員配置について
事例５：仮ラインについて
事例６：追加調査及び既存構造物補修の増工について
事例７：仮締切内の水替え費の変更について
事例８：工期短縮に伴う増加費用について
事例９：標準型総合評価落札方式の「技術提案」に関する内容変更について
事例10：簡易型総合評価落札方式の「技術的所見」に関する内容変更について

凡例：

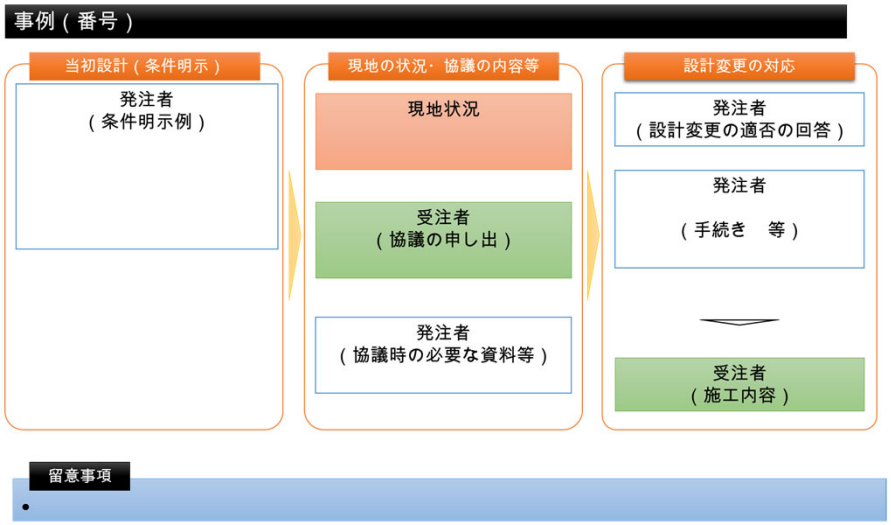

事例１　工事施工箇所の除雪費等について

当初設計（条件明示）

除雪の基準
施工区域の降雪は降雪が5cm以上、工事用道路の降雪は降雪が10cm以上で行うこととする。

除雪工
除雪費のうち降雪深ごとの除雪回数（人力除雪、囲い屋根部除雪については除雪量）は、概数で発注しているため、現地の降雪深及び降雪量等について工事監督員に報告すること。

※特記仕様書に排雪に関する条件明示は示していない

現地の状況・協議の内容等

連日の大雪により、現場内に堆積ヤードが確保できない状況。

堆積ヤードが確保できず、交通安全上支障がでるおそれがあることから、排雪について協議願いたい。

排雪の必要性について、現地調査をします。
これまでの現地降雪状況、近傍の雪捨て場の位置等の資料を準備願います。

設計変更の対応

現地調査の結果、交通安全上支障があるため、排雪を行うこととします。
また、運搬距離は、資料のとおり、片道●●ｋｍとして算定します。
なお、今後の降雪状況を踏まえ、必要に応じて、排雪作業を実施することとし、最終的な排雪費は、概数確定として設計変更します。

設計変更手続き

施工計画書の提出
↓
工事の実施

概数確定に伴う設計変更手続き

留意事項

概数の確定に当たっては、排雪が必要となった状況、排雪量が確認できる資料、運搬先の雪捨て場へ搬出したことが確認できる資料等が必要となる。

参考【概数等発注】
工事発注等に際して、工事数量の全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて設計変更処理を行う手法をいう。

事例２　既設路盤材を流用を行う際に仮置きが発生する場合の積込み・運搬費について

当初設計（条件明示）

建設副産物関係
既設路盤材の再利用

既設路盤材は、擁壁工の基礎材：0～80mm級として再利用を計画している。

既設路盤材の再利用に当たっては、撤去したものを、そのまま流用箇所へ運搬し、擁壁部の基礎工に流用することを想定している。

流用する際は、ふるい分け試験を行い、調査結果を監督員に報告すること。

再生材の品質管理及び規格は、北海道土木工事共通仕様書の品質規格による。

現地の状況・協議の内容等

既設路盤材について、ふるい分け試験を行った結果、シルト分が品質規格値以上となっているため、基礎材への流用は不可となることが確認された。

盛土材として使用する場合、盛土の工程は、擁壁構築後となることから、盛土材を一時仮置としたい。

今後の対応について協議願いたい。

ふるい分け試験結果を提出願います。

また、盛土材として利用する場合の流用箇所、仮置場の位置、運搬距離工程表など必要書類を提出し、協議願います。

設計変更の対応

既設路盤材については、盛土材として流用することとし、流用に当たっては、工程上、一時仮置の処置が妥当と判断しましたので、積込み・運搬費について設計変更します。また、擁壁工の基礎材は、0～80mm級基礎砂利（新材）として設計変更します。

現場不符号等確認の手続き
↓
設計変更（軽微）の手続き

施工計画書の提出
↓
工事の実施

留意事項

●当初計画していた条件が変更となった場合の対応

仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定める事項（建設工事請負契約書）であり、発注者がその施工手段を明示するものではありません。

受注者の責めによらない何らかの要因で、当初計画していた条件が変更となり、施工計画を見直さなければならない場合には、設計変更の対象となりますが、受注者側の都合だけでは、設計変更の対象とはなりません。

事例３　仮設の敷鉄板の増工について

当初設計（条件明示）

工事用道路関係
　土捨場までの搬入経路は別途□□図面によること。
　搬入経路のうち、●●から□□の間は、特段の補修は必要無いことを想定しているが、工事車両の通行に支障を来す場合は、工事監督員と協議すること。
　また、搬入経路のうち、●●から××間では、補修が必要と考えており、施工面積■■m2、平均路盤厚▲▲cmで積算している。なお、施工に当たっては、補修位置、補修面積、路盤厚を工事監督員と協議すること。

現地の状況・協議の内容等

　条件明示で示された補修が必要な区間は、これまでの大雨等の影響により、トラフィカビリティの確保が困難な状況にある。

▽

　トラフィカビリティが確保できない区間については、敷鉄板を敷設したい。敷鉄板：L=□×m、W=〇m、合計□▲枚の設置が必要と考えるため、協議願いたい。

・コーン指数等の測定結果
・必要範囲の明示
・敷設期間（工程表）
・現地状況写真　など、
必要書類を用意したうえで、協議願います。

設計変更の対応

現地調査の結果、当初想定した条件と現場条件が一致しないと判断できますので、敷鉄板の増工について設計変更します。

▽

現場不符号等確認の手続き
↓
設計変更（軽微）の手続き

▽

施工計画書の提出
↓
工事の実施

留意事項

●発注者が承諾した事項全てが、設計変更になるとは限りません。
　敷鉄板については、トラフィカビリティを確保できないなど、施工性や安全性を確保するため、敷鉄板が必要である場合は、設計変更の対象となります。
　ただし、任意仮設であるため、使用数量や使用日数が合致するものではありません。工事監督員が日当たり標準作業量や必要と認めた範囲を積算計上しており、現地実態の乖離については、工事監督員と協議して決定してください。施工の効率を理由に施工範囲を広げる場合は受注者の責任において対応してください。

事例４　交通誘導警備員の増員配置について

当初設計（施工条件明示）

交通誘導警備員の配置
工事の施工に当たっては、片側交互交通規制。
規制区間の前後に交通誘導警備員を各１名配置し、一般交通等に支障がないよう十分注意して施工する。

現地の状況等

工事区間にはT字路の交差点があり、一般車の流入、流出がある。

〇〇工等の施工をする場合、交通安全上、T字路に交通誘導警備員の配置が必要と考えられるため、増員について協議願いたい。

着手前に現地状況写真、交通誘導警備員の必要な工種を踏まえた配置計画など必要書類を用意したうえで、協議願います。

設計変更の対応

協議の結果、〇〇工等の施工をする場合は、T字路に交通誘導警備員の配置が必要と判断できますので、交通誘導警備員の人数について設計変更します。

設計変更（軽微）の手続き

施工計画書の提出
↓
工事の実施

留意事項

●交通誘導警備員は実人数で設計変更するものではありません！

工事数量の変更に伴い、交通誘導警備員の人数を変更される場合がありますが、受注者の実績で変更するものではありません。交通誘導警備員の配置については、車両及び歩行者等の通行規制を行う工事、工事現場等から交通量のある一般道路への出入りする工事、所轄警察署等との協議により交通誘導警備員の配置が必要となる工事等がありますが、増員等の計画変更が必要な場合については、事前に工事監督員と協議し、適正に配置してください。

参考【工事請負契約書第18条】
発注者は、前条第5項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

事例５　仮ラインについて

当初設計（施工条件明示）

交通安全管理の仕様
交通安全管理については、設計図等に基づくものとする。なお、地域住民、警察との協議、関連工事との調整等により変更の必要が生じた場合には、工事監督員と協議すること。

現地の状況等

レベリング層施工後、一時的に一般交通を解放したが、その際、警察署から仮ラインを引くよう指導を受けた。

警察署からの指導により、仮ラインの施工について協議願いたい。また、基層施工後においても、一時的に一般交通を解放することから、仮ラインの施工についても協議願いたい。

現地状況写真、必要な仮ラインの延長調書など必要書類を用意したうえで、協議願います。

設計変更の対応

現地調査の結果、仮ラインについては、交通安全上、必要と判断できますので、仮ラインの施工について設計変更します。

設計変更（軽微）の手続き

施工計画書の提出
↓
工事の実施

留意事項

●設計変更が生じた場合の施工案の検討について
良質な社会資本の整備は受発注者の責務であるので、両者で検討・協議してより良い工法を選定すべき。 発注者の判断で変更をする場合には、当然、発注者で検討、図面等を準備します。 受注者の判断で変更を提案する場合には、工事監督員としては、安全、品質等の確認を行った上で対応を指示することになります。

参考【工事請負契約書第18条】
発注者は、前条第5項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

事例６　追加調査及び既存構造物補修の増工について

当初設計（施工条件明示）

本工事は、既設コンクリート構造物を拡幅し、老朽化した施設を更新する工事である。

※特記仕様書に、既設構造物に関する特別な条件明示について記載されている項目はない。

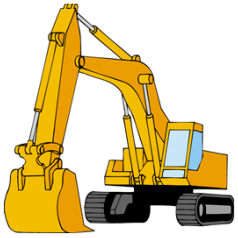

現地の状況等

既設コンクリート構造物を調査したところ、構造物の一部に欠損部が確認された。

欠損部を補修せずに拡幅をおこなうと、拡幅したコンクリートに、ひび割れ等が発生し、品質を損なうおそれがあるため、補修について協議願いたい。

欠損部の状況を調査し、補修の必要性、補修方法について、資料を提出し、協議願います。

設計変更の対応

既設コンクリート構造物の欠損部について、補修が必要と判断しましたので設計変更します。
※必要に応じて、工事一時中止の手続き、工期延期の手続きを検討

現場不符号等確認の手続き
↓
設計変更（軽微）の手続き

施工計画書の提出
↓
工事の実施

留意事項

●**設計図書に施工条件明示されていない内容が生じた場合は注意！**

参考【工事請負契約書第17条】
現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

☑　施工前に協議：現場で不符号内容が確認されたら即**事前協議（工事施工協議簿を活用）**！
☑　現場不符号等確認書：**発注者と受注者で現場不符号内容を確認**することが重要！

※特別な条件明示がなくても、設計図面・工事数量総括表、数量算出書から現場との不符号内容が確認できる

事例７　仮締切内の水替え費の変更について

当初設計（条件明示）

水替ポンプの口径、台数
水替ポンプは、護岸工の施工に伴いφ２００×1台（作業時排水）を予定しているが、排水量に差異が生じた場合には工事監督員と協議すること。

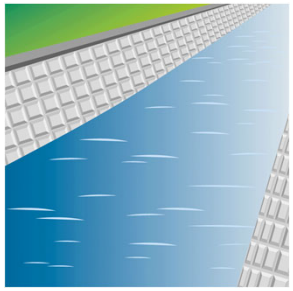

現地の状況・協議の内容等

仮締切内の必要排水量は、●●m3/hとなっており、当初想定の排水量を大きく上回っており、施工に支障が生じている。

施工に支障が生じているため、水替えポンプの径の変更、もしくは、台数の追加、もしくは、常時排水での対応のいずれかの対策を実施したいと考えて居るため、協議願いたい。

水没によって護岸工の機能に及ぼす影響、施工現場の土質条件により検討する必要があるため、現地の状況について調査します。
また、必要排水量の根拠資料について提出し、協議願います。

設計変更の対応

現地調査の結果、土質条件が軟弱なシルトであるため、湛水により安定を欠く恐れがあるため、常時排水に設計変更します。また、排水量から、φ〇▲□×２台と算定されることから、設計変更で対応します。

現場不符号等確認の手続き
↓
設計変更（軽微）の手続き

施工計画書の提出
↓
工事の実施

留意事項

●現場不符号確認書及び現場不符号等確認報告書
現場不符号確認書（第33号様式）及び現場不符号等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を受注者と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであるから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず受注者と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。

参考【契約書第17条第２項】
工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに現場代理人と立ち会いの上、調査を行わなければならない。ただし、現場代理人が立ち会いに応じない場合は、現場代理人の立ち会いを得ずに行うことができる。

事例８　工期短縮に伴う増加費用について

当初設計（条件明示）

契約工期：平成〇年〇月〇日～
平成□年×月〇〇日

工程関係
他工事の影響
他の工事による施工時期の制約
・当該工事区間の橋梁下部工は、××線▲工事において、施工中であり、完成引き渡しは、〇月×●日の予定である。

供用開始時期の制約・指定部分の工期
・当該工事は、●●のため、×月××日までに供用することを予定している。
このため、橋梁上部工（車道部）及び前後の車道舗装工については、×月△△日までに完了すること。

現地の状況・協議の内容等

××線▲工事における下部工の工程に遅れが生じている。

下部工の遅延に伴い、工事の一部である橋梁上部工については、工事一時中止を指示する。なお、引き渡し予定は、2ヶ月遅れの△月〇〇日となる予定。ただし、供用日が●●の関係から決定していることから、工期延期を、１ヵ月とし、必要な工期より１ヶ月間の工期短縮することとする。これに伴う工期短縮計画書を提出し、工事監督員と協議願います。

工期短縮計画書の提出
（工期短縮に伴う費用の増減）

設計変更の対応

工期短縮計画書
受発注者双方による確認
【事例】
・建設機械の増により、●日短縮
・夜間施工を増工し、昼夜２交代制による施工の実施‥××日短縮　等
工期短縮計画の内容は妥当（合意）

合意した内容に基づき、必要な費用を追加し、設計変更する。
【事例】
・建設機械運搬費の増工
・夜間施工に伴う増工　など

設計変更の手続き

工期短縮計画書に基づく工事の実施

留意事項

・工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。
（工事一時中止に係るガイドライン（案）、
工事一時中止に係るガイドラインの運用について（案）を参照）

参考【工事請負契約書第19条第3項】
発注者は、前2項の規定により工事の施行を一時中止にさせた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

事例９　標準型総合評価落札方式の「技術提案」に関する内容変更について

当初設計（条件明示）

支出負担行為担当者が技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る工事目的物の性能、機能及び品質等については、受注者が保証するものとする。

受注者が自らの責により、技術提案を履行できない場合は、次の式より求めた点数を工事成績評定点から最大●●点減点する。

技術提案書

住民へ配慮し、仮設備の騒音低減のため、ゴム貼りや防音パネルを設置し、５～10ｄB低減する。

評価結果：○　採用

現地の状況・協議の内容等

当初予定通りに、仮設備に対してゴム貼り・防音パネルの設置。
周辺住民から騒音の苦情があり、現地調査の結果、低減効果は２ｄBとなっていることが判明。

対策工を検討の結果、５～10dB低減するためには、防音パネルを2重にするなどの工夫が必要と判明したため、技術提案を超える追加費用について、協議願いたい。

騒音調査の結果及び2重の防音パネルでの騒音調査、製品の性能を示す資料などを提出願います。

設計変更の対応

技術提案で、「５～10dB」騒音低減することが明示されていることから、設計変更の対象となりません。

防音対策については、現地調査に基づき、施工計画書に記載のうえ、実施すること。

対策工の実施（二重防音パネル）

履行確認の実施
・防音対策設備の設置状況
・騒音レベルの低減効果の確認 など

留意事項

●総合評価落札方式（標準型）【予定価格5億円以上】における技術提案書は、契約図書となるため、履行しなければならない事項であり、設計変更の対象にはならない。※原則的に設計変更協議の対象となる技術提案は、採用せず、技術提案書から削除する。
また、履行確認の結果、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定採点表の評定点合計から減点することとなる。なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害または特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

事例10　簡易型総合評価落札方式の「技術的所見」に関する内容変更について

当初設計（条件明示）

・責任の所在
発注者が技術評価項目を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

・技術評価項目に係る履行確認
簡易な施工計画、配置予定技術者等に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

・技術評価項目に係るペナルティ
加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により、技術提案を履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

簡易な施工計画　技術的所見の記載
SP〇〇付近の□□部の基礎地盤は周囲よりも低く、施工中に雨水が集まる形状の為、施工前に基礎地盤に暗渠排水（φ80暗渠管+フィルター材）を施工し、盛土の間隙水圧低減により品質を確保する。

評価結果：〇　採用

現地の状況・協議内容等

現地調査の結果、周辺からの地下水流入量が多く、技術的所見に記載した対策では効果が薄いことが想定される。

暗渠排水管の径をφ120とし、それに伴うフィルター材の量も増加させ、間隙水圧低減を図りたい。
技術的所見に記載した内容を超える追加費用について、協議願いたい。

周辺のボーリング調査結果や最近の降雨量との関係を整理し、一時的な状況であるのか、当初想定していた施工条件とは異なるのか、また、確認されていない新たな事象であるかを検証し、資料を整理のうえ、協議願います。

設計変更の対応

気象条件等からは、一時的な状況と考えられ、〇〇部の施工には、地下水位低下のための対策が別途実施する予定となっていることから、φ80暗渠で十分と考えられるため、今回の協議内容については、設計変更の対象となりません。

盛土施工時の間隙水圧低減対策については、現地調査に基づき、施工計画書に記載のうえ、実施すること。

工事の施工（φ120での実施）

履行確認の実施
・暗渠排水の設置状況
・盛土施工時の品質管理データ など

留意事項

●**総合評価落札方式（簡易型）【予定価格5億円未満】における簡易な施工計画における技術的所見は、特記仕様書において、履行確認を行う事項として契約するため、履行しなければならない事項であり、設計変更の対象にはならない。**※原則的に設計変更協議の対象となる技術的所見は、採用せず、実施不可な項目として通知する。
また、履行確認の結果、加点評価された技術評価項目については、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定採点表の評定点合計から減点することとなる。なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害または特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

北海道建設部
建設政策局建設管理課

3-2. 仮設工の積算における留意事項

北海道建設部建設政策局建設管理課積算管理係

１背景

北海道建設部
建設政策局建設管理課

仮設工は工事目的物そのものではないため、軽視されやすく、また、現地状況に合わせて実施することから、事前に確定することが難しい。特に任意仮設については、契約上も「受注者の責任において施工するのが基本である。」ということから、受注者まかせになってしまいがちであるが、建設工事を安全かつ確実に施工するためには、現場毎に異なる施工内容、工程及び経済性等の諸条件を十分に考慮した施工計画と、これに対応した仮設工が必要不可欠である。また、発注者は積算の考え方を理解した上で、個々の現場条件を正しく把握し、仮設工に対する見識を深めるとともに適正な費用を積算することが必要となる。

ついては、設計計上の考え方、仮設工の選定から設計変更に至るまでの留意事項と変更等事例を次のとおりまとめたので、熟知願いたい。

2　契約図書の構成

北海道建設部
建設政策局建設管理課

■設計図書作成要領（P6工事－2「2　用語の定義」「2－1契約図書の構成」）を参照

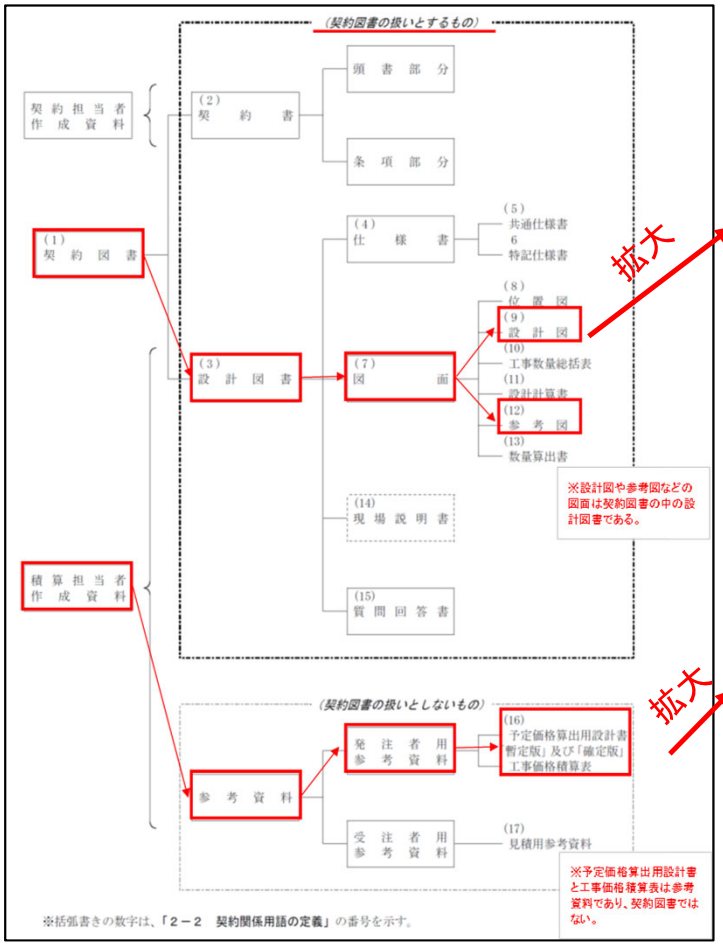

■契約図書の扱いとするもの

（1）契約図書 → （3）設計図書 → （7）図面 → （9）設計図
（7）図面 → （12）参考図

※設計図や参考図などの図面は契約図書の中の**設計図書**である。

■契約図書の扱いとしないもの

積算担当者作成資料 → 参考資料 → 発注者用参考資料 → （16）予定価格算出用設計書及び工事価格積算表

※予定価格算出用設計書と工事価格積算表は**参考資料**であり、契約図書ではない。

注）（ ）内の数字は「2－2　契約関係用語の定義」の番号を示す。

3　契約関係用語の定義（設計図書作成要領抜粋）

北海道建設部
建設政策局建設管理課

【（1）契約図書】（契約図書の扱いとするもの）

発注者、受注者双方の合意により締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。

契約書（発注者と受注者の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。
契約図書は、発注者と受注者双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。

【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】

【解説】

契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と受注者の権利義務を定めた契約書と、工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。

よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。

3　契約関係用語の定義（設計図書作成要領抜粋）

北海道建設部
建設政策局建設管理課

【（3）設計図書】（契約図書の扱いとするもの）
　仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。

【設計図書は、契約図書の一部】

【解説】
　設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者はこれを元に入札額を算定する。
　契約締結後、受注者はこの設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。

3　契約関係用語の定義（設計図書作成要領抜粋）

北海道建設部
建設政策局建設管理課

【（7）図面】（契約図書の扱いとするもの）
　工事の範囲や工事目的物の量的なものを視覚的に表したもので、工事目的物の内容等を、一定のルールに基づいて表現した図や表で、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書をいう。

【図面は、設計図書の一部】

【解説】
　図面は工事の全体を表示し、これによって施工されるものであることから、作成に当たっては誤りや脱漏、不明確な表現がないよう細心の注意を払い、誰でも分かる表示とするとともに、必要な現場条件を明示することで特記仕様書による明示を簡素化することができる。

3　契約関係用語の定義（設計図書作成要領抜粋）

北海道建設部
建設政策局建設管理課

【（9）設計図】（契約図書の扱いとするもの）
　工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。
　設計図とは、平面図、縦断図、標準断面図（定規図）、横断図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。

【設計図は、設計図書の一部】

【解説】
　作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示する上で必要となる場合は、設計図に図示することができる。
　また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや、受注者の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。

３　契約関係用語の定義（設計図書作成要領抜粋）

北海道建設部
建設政策局建設管理課

【（12）参考図】（契約図書の扱いとするもの）
　現場条件から想定される一般的な仮設備や工事目的物を施工する際に使用する標準的な材料の仕様などを示した書面をいう。

【参考図は、設計図書の一部】

【解説】
　参考図は契約において、その施工を制約するものではないため、受注者が任意に決定した工法や材料等を設計変更する必要はないが、これに示されている現場条件の変更等が生じた場合には、設計変更する必要がある。
　よって、受注者が採用した工法や材料等が参考図で示したものと異なる場合は、現場条件の変更等によるものか、任意判断によるものかを適切に判断する必要がある。

3　契約関係用語の定義（設計図書作成要領抜粋）

北海道建設部
建設政策局建設管理課

【（16）予定価格算出用設計書】　（契約図書の扱いとしないもの）
　工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「土木工事積算基準」や「土木工事工種体系化の手引き」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。
　設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、受注者と協議する根拠となるものである。

【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】

【解説】
　契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。
　会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。

４　指定仮設と任意仮設の分類

北海道建設部
建設政策局建設管理課

■工事目的物を完成するための施工方法・仮設等については、**指定仮設**と**任意仮設**に分類される。

指定仮設	設計図書（契約図書）のとおり施工を行うもの。
任意仮設	受注者の責任において、施工を行うもの。

契約上の記載内容（任意仮設）
　建設工事事務取扱標準様式第１５様式その２契約書第１条第３項では、「施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。」と記載されている。

【解説】
　任意仮設は「受注者の責任において施工するのが基本である」とされている。
つまり、現場条件に応じた安全かつ経済的であり施工可能な標準工法を選定して、当初設計の参考図として明示しているが、「受注者の責任において、発注者が明示した工法以外の工法に変更して施工を行うことができる」ということである。

5　設計図書作成の留意点

北海道建設部
建設政策局建設管理課

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等は受注者の責任において、施工するのが基本であるが、「第三者への配慮」や「関係機関との協議」等により施工方法等に制約を必要とする場合は、その要件を図面や施工条件明示等により「指定」する必要がある。（指定仮設）

また、指定しない場合であっても、現場条件の変更が予想される場合は、施工条件明示をしておく必要がある。

※契約上の制約とは現地条件などを記した施工条件明示や図面、数量計算書等は全て契約された内容として、これを基に実施することを義務づけられているということ。

※施工上の制約とは施工上必要な工程、手順等や明示した工法等の採用、実施を義務づけられること。

指定仮設における設計図書

施工条件明示（現地等条件）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）は、指定に係る設計図書のことであり、契約条件として位置づけられ、施工方法も契約上の制約を有する。

任意仮設における設計図書

指定仮設同様、施工条件明示（現地等条件）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）は、契約上の制約を有するが、施工方法については契約上の制約を有しない。（受注者の責任において施工するのが基本である。）

6　設計書への明示

北海道建設部
建設政策局建設管理課

指定・任意に係わらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示（地質・土質条件等の現場条件や制約条件等）をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。→原則、予定価格算出用設計書に計上（反映）すること。

・施工条件明示の仕方

北海道建設部「設計図書作成要領」「１２指定と任意の考え方（３）仮設工の指定・明示事項」による。

・指定仮設と任意仮設の決定

指定仮設か任意仮設かは、「５設計図書作成の留意点」で述べたとおり、設計図書どおりの施工方法で実施させる契約上の制約を有するか否かということになる。

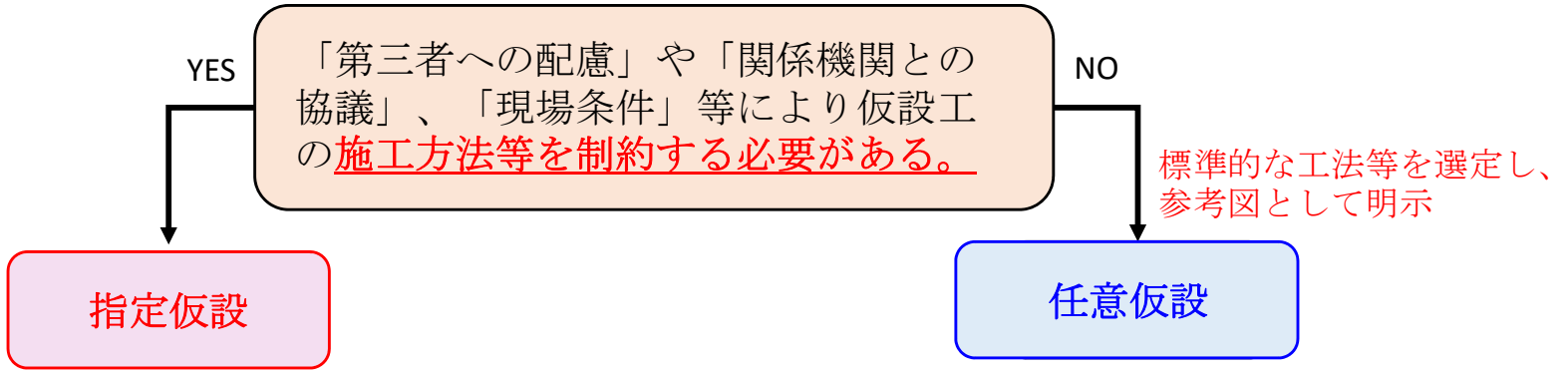

7　設計変更までの流れ（フロー）

北海道建設部
建設政策局建設管理課

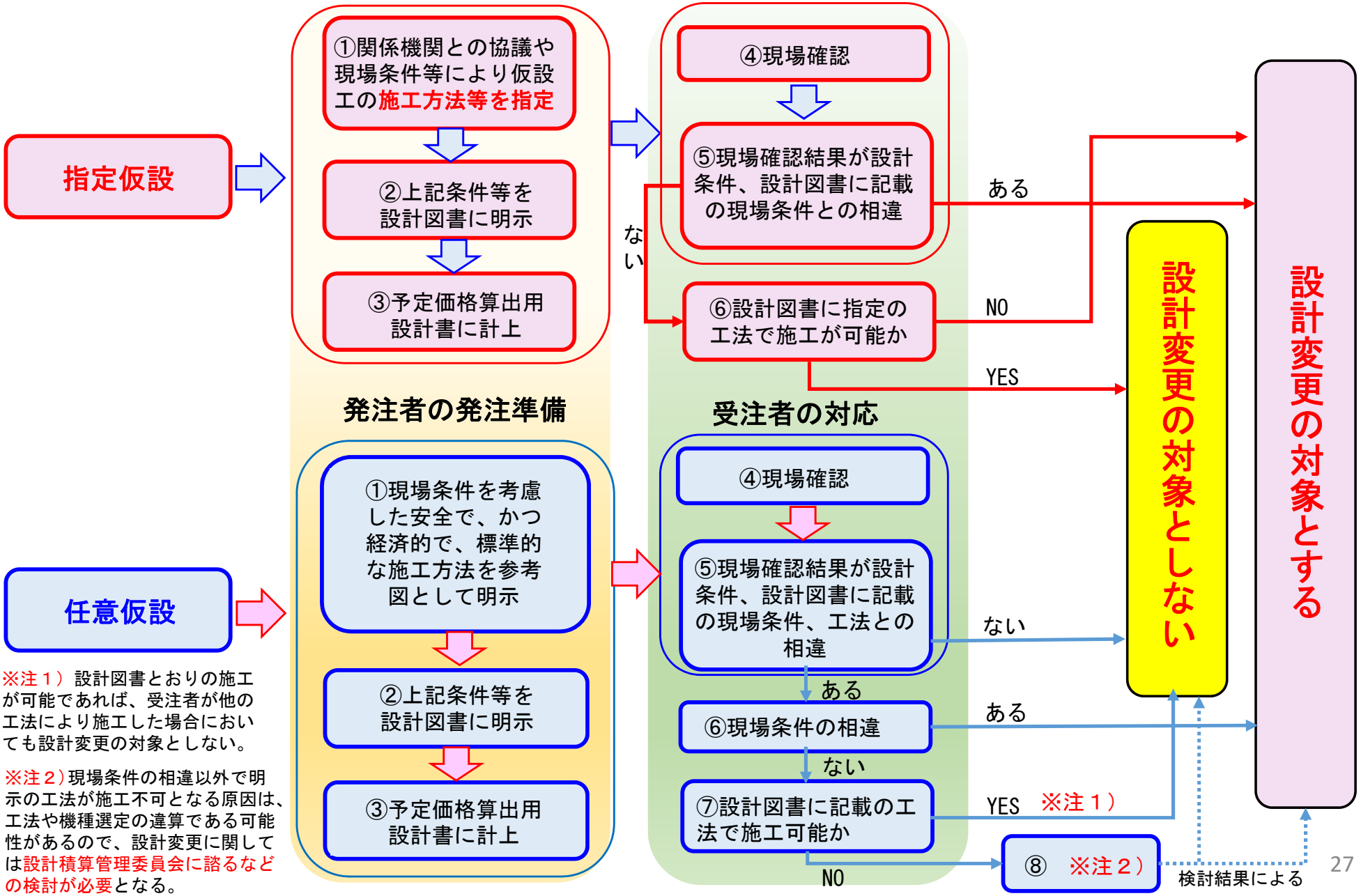

※注１）設計図書とおりの施工が可能であれば、受注者が他の工法により施工した場合においても設計変更の対象としない。

※注２）現場条件の相違以外で明示の工法が施工不可となる原因は、工法や機種選定の違算である可能性があるので、設計変更に関しては設計積算管理委員会に諮るなどの検討が必要となる。

8　設計変更の取扱い

北海道建設部
建設政策局建設管理課

「指定」・「任意」に係わらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるが、下表のとおり、「指定」と「任意」では、拘束条件や承諾の有無などの取り扱いが異なるため、留意する必要がある。

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する （契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しない （標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 （施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
天災不可能可抗力に対する対応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する	

※北海道建設部「設計図書作成要領」「１２指定と任意の考え方12－2設計変更の取扱い」抜粋

9　不適切な事例①

北海道建設部
建設政策局建設管理課

① 機械の規格選定に関する事例

①－１
　掘削工において、バックホウ（山積0.45m3級）で施工計画書が提出されたが、積算（予定価格算出用設計書）ではバックホウ（山積0.8m3級）を計上しているので、現場にもってくるよう指示をした。

①－２
　掘削工において、積算ではバックホウ（山積0.8m3級）により計上していたが、バックホウ（山積1.4m3級）で施工したため、設計変更にてバックホウ規格を山積0.8m3級から1.4m3級に変更した。

【コメント】
　積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。上記2事例は、ともに「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は、受注者の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。また、特別な施工条件の制約があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の適用欄に明示する必要がある。 ５設計図書作成の留意点　任意仮設における設計図書」参照

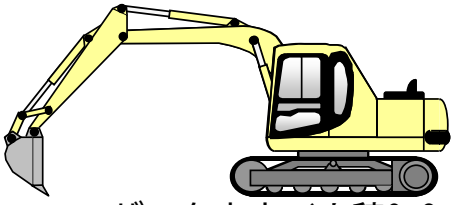
バックホウ（山積0.8m3級）

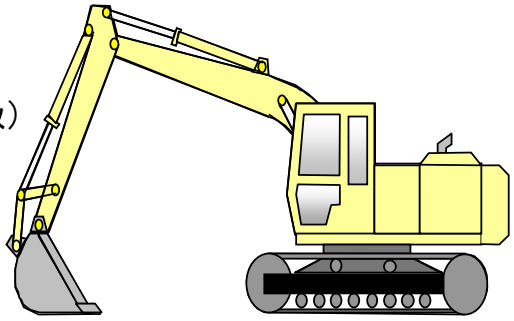
バックホウ（山積1.4m3級）

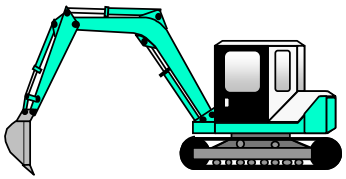
バックホウ（山積0.45m3級）

9　不適切な事例②

北海道建設部
建設政策局建設管理課

② 機械の機種選定に関する事例

②－１
　鋼矢板の打込みにおいて、受注者が積算上の標準機種であるクローラークレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上することのないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラークレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。

②－２
　切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明示がなかったので、受注者がクラムシェル（ﾃﾚｽｺｱｰﾑ式0.7m3級）及びバックホウ（山積0.45m3級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が積算はクラムシェルと人力施工で行うこととなっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。

【コメント】
　設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、受注者がその責任において施工方法等を定めることとなる。上記事例においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、受注者に対して拘束する事項とはならない。また、積算基準の適用範囲内であれば、受注者の施工方法や機種選定が積算と異なっていても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、受注者の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。
「５設計図書作成の留意点　任意仮設における設計図書」参照

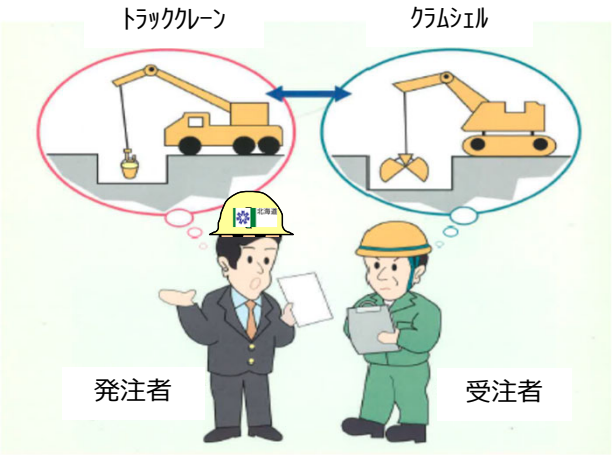

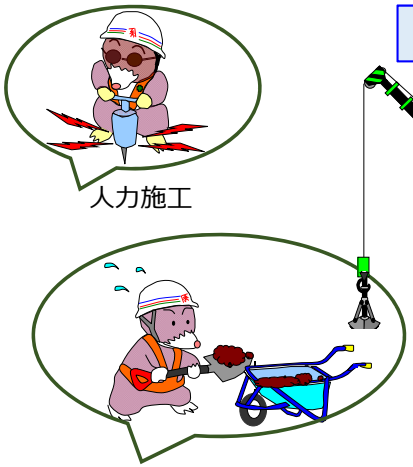

深礎部を掘削する機械にはいろいろな種類がある。

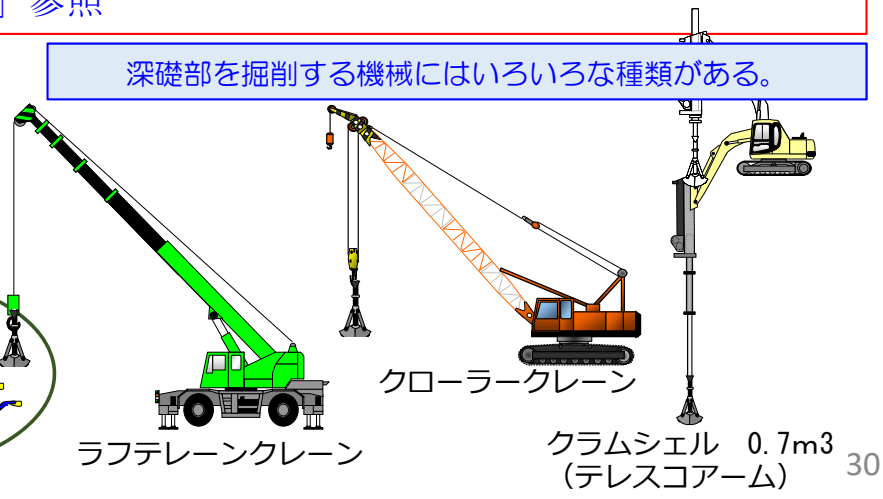

9　不適切な事例③

北海道建設部
建設政策局建設管理課

③ 仮設備（工事用道路）の選定に関する事例

道路工事の運搬路について、発注者は（任意仮設）不陸と一部水たまり箇所があるため、運搬路に路盤工[(切込砂利0-40mm)L=300m・W=3.5m・T=20cm]で積算し、参考図として明示していたが、受注者が検討を行った結果、不陸を埋める補足砂利とL=300mを敷鉄板で施工したため、発注者は参考図どおり施工するように変更するよう求めた。

【コメント】
そもそも参考図は任意仮設であり、発注者が想定した標準的な工法や材料を記し、積算をするための標準図面であり、契約上の制約を有さないので、「施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。」ということになるので、確認し設計変更は行わない。　「３契約関係用語の定義　参考図」・「４指定仮設と任意仮設の分類　契約上の記載内容（任意仮設）」参照

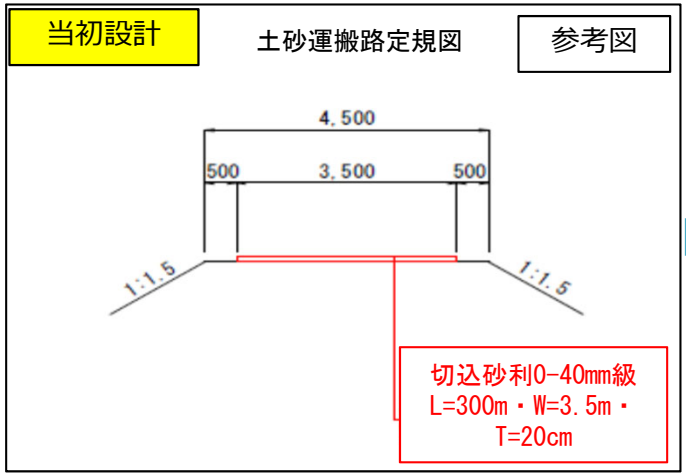

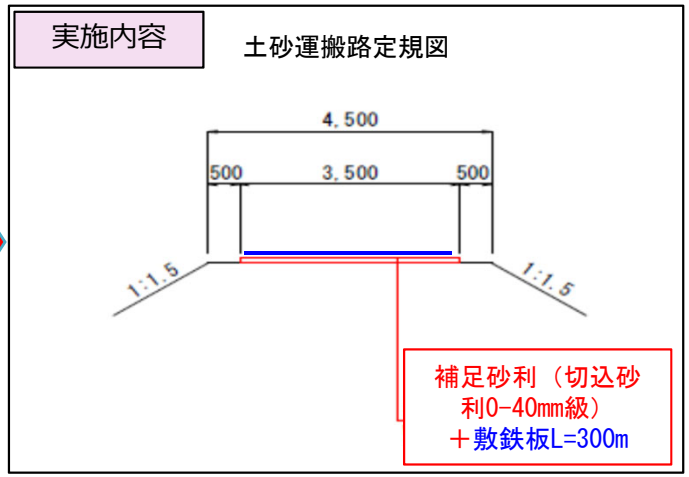

実施状況

9　不適切な事例④

北海道建設部
建設政策局建設管理課

④ 仮設備（工事用道路）の選定関する事例

河川工事において、工事用車両通路を設置するため、発注者は（任意仮設）不陸整正と路盤工[(切込砂利0-40mm)L=500m・W=3.5m・T=10cm]で積算し、参考図として明示していたが、受注者が現地確認し検討を行った結果、通路のトラフィカビリティが確保できず、路盤の施工であればT=50cmの施工が必要であることが判明したため、当初設計の路盤T=10cmに加えて、L=500mを敷鉄板で施工したが、設計変更は行わなかった。

【コメント】
参考図は任意仮設であり、発注者が想定した標準的な工法や材料を記し、積算をするための標準図面であるが、**現場条件が設計図書と異なり**、路盤T=10cmでは工事用車両の走行が不能であるため、地耐力が確保できる路盤厚とするか実際に受注者が提案した内容とするかは経済比較等を含め協議し、設計変更を行うべきである。
「３契約関係用語の定義　参考図」参照

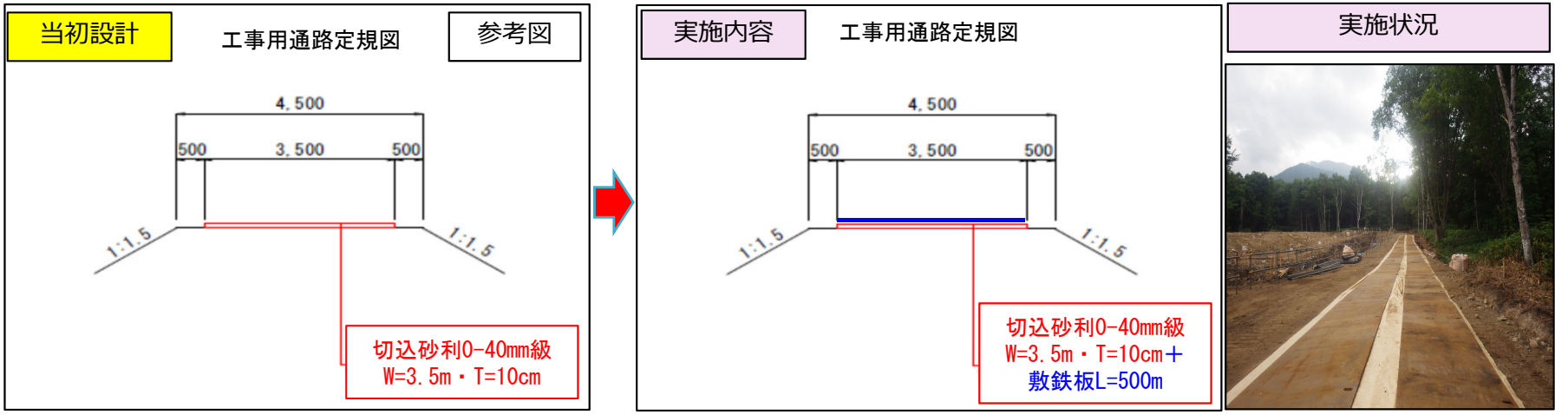

9　不適切な事例⑤

北海道建設部
建設政策局建設管理課

⑤ 水替工に関する事例

河川工事において、連節ブロックを根入れするための河床掘削時における水替工の排水ポンプ（任意仮設）において、現地の実際の排水量が多く、設計排水量と乖離があるため、ポンプの規格とポンプの稼働時間の協議を行ったが、設計変更は行わなかった。

【コメント】
作業時排水のみでは仮締切内が常時水没し、それが原因で作業の遅延等が懸念される。作業時排水の設計には作業前運転１～３ｈまでを含んでいるが、それでも作業ができないほどの水量があるのであれば、ポンプ規格が不足しているか、ポンプ台数が不足しているとで判断できる。
よって、任意仮設であっても、発注者が想定した現場条件と異なり、施工不能であることから、現地精査の結果、設計変更を行うべきである。「７設計変更までの流れ（フロー）」参照

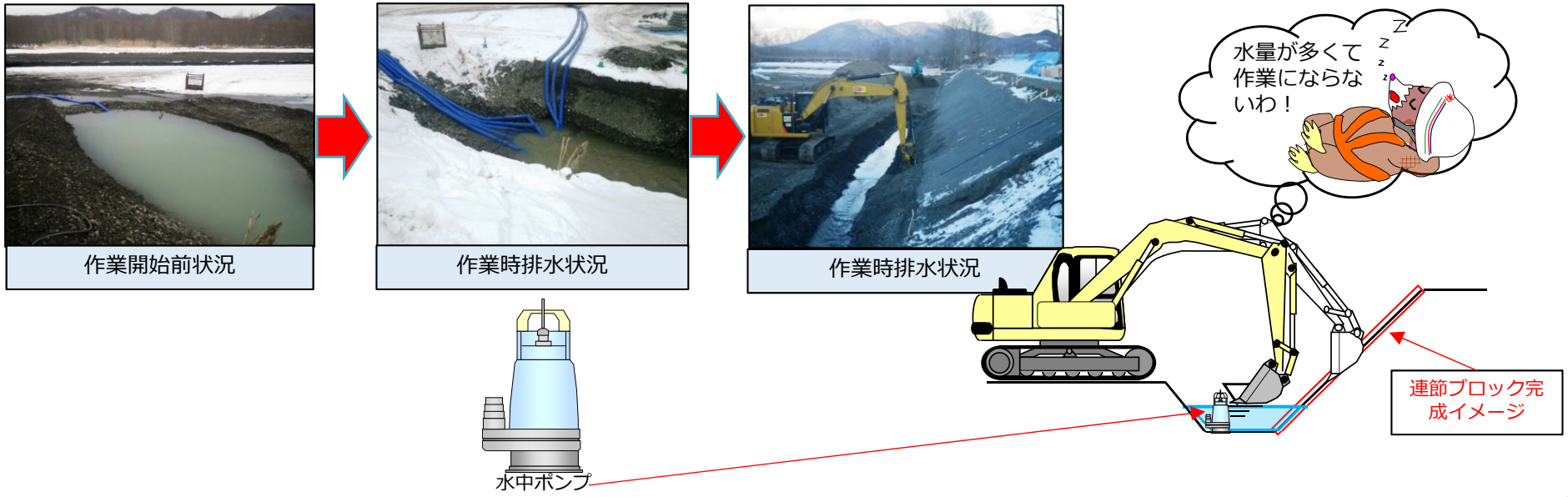

9　不適切な事例⑥

北海道建設部
建設政策局建設管理課

⑥ 仮設備の選定に関する事例

大型標識基礎工事において、十分な作業スペースと支障物件との離隔が確保できることから安全性及び経済性を考慮し、基礎設置の際にはオープン掘削による施工を採用した。設計図書では図面上に水道管の位置を表記し、施工条件に注意事項を明示していた。施工に際して受注者が自主的に事故リスクを考慮し、鋼矢板による自立土留工を施工した後に掘削をすることを受注者より提案を受けた結果、発注者は**承諾し**、鋼矢板建込を設計変更を行った。

【コメント】
施工条件には水道管の存在と、設計図には水道管の位置を記載し、必要最低限の安全性が確保できる施工方法を採用していると判断でき、現場条件等の変更もないことから、安全策として受注者の提案（責任）において実施したもので、設計変更の対象とならないと判断する。
なお、任意仮設の実施にあたっては受注者の責任において行われることとなっているため、承諾するものではなく、確認行為となる。
「４　指定仮設と任意仮設の分類契約上の記載内容（任意仮設）」参照

矢板建込状況

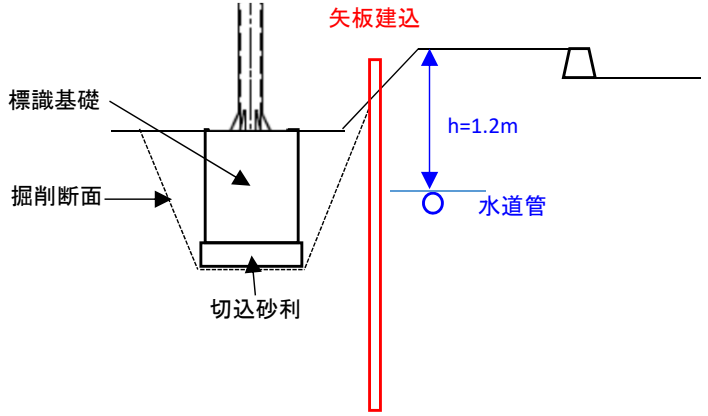

9　不適切な事例⑦

北海道建設部
建設政策局建設管理課

⑦ 仮設備（階段工）の追加に関する事例

砂防工事における堰堤袖部掘削の法面上部は人力施工となり、埋戻し後でも1:1.0～1:1.2の勾配であるため、施工部分への出入りや作業員用の仮設階段工が必要となるが、当初設計において計上しておらず、受注者から協議があったが、変更を行わなかった。しかし、安全上必要であることから受注者の負担において設置した。

【コメント】
何故、設計変更を行わなかったかの詳細な理由は不明であるが、仮設階段工は、現場移動の手段、かつ安全確保上必要なものであり、労働安全衛生規則第525条においても、「40度以上の斜坑については、労働者の危険を防止するための設備を設けなければならない。」と義務付けられており、万が一、昇降階段を設置せず転落事故等が発生した場合は、発注者も労働安全衛生法違反で問われることもあるので、現地状況を把握して法令を遵守できるよう必要な仮設備を計上する必要がある。
また、昇降階段は共通仮設費率の安全費には含まれないため、設計変更にて別途計上する必要がある。　「５設計図書作成の留意点」参照

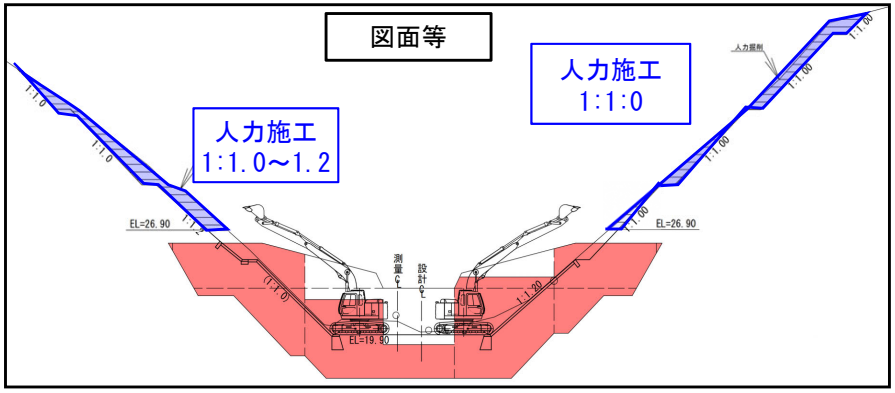

右岸側仮設階段設置状況

左岸側仮設階段設置状況

10　適切な事例①

北海道建設部
建設政策局建設管理課

① 水替工に関する事例

河川工事において、護岸工床掘箇所の水替工の排水ポンプ（任意仮設）において、現地の実際の排水量が多く、設計排水量と乖離があるため、「三角せき」により排水量を確認し、所要量に見合った排水ポンプ規格に設計変更を行った。

【コメント】
現地精査の結果、発注者が想定した排水量を上回る排水量が確認され、当初規格の排水ポンプでは排水しきれず施工不能であることが確認できた。任意仮設であるが、現場条件である排水量の変更となることから、施工可能な規格のポンプに設計変更を行った。
「７設計変更までの流れ（フロー）」参照

三角せきによる流量計測

10　適切な事例②

北海道建設部
建設政策局建設管理課

②仮設備（施工機種）の変更に関する事例

施工条件により冬期施工の工事用道路において、設計図書ではバックホウで掘削を行うこととしていたが、現地試掘の結果、地表から70cmが凍土となっておりブレーカー併用バックホウ掘削が必要であることから、施工機械について設計変更を行った。

【コメント】
発注者は想定した標準的な工法を明示し積算を行うが、あくまでも任意仮設であり、施工可能な標準的な機種を選定したもの。現場条件が設計図書と異なり、凍土により施工不能であるため、諸条件を考慮した相互の協議により、大型ブレーカー併用バックホウ掘削に設計変更を行った。
「７設計変更までの流れ（フロー）」参照

当初：バックホウ（山積0.8m3級）

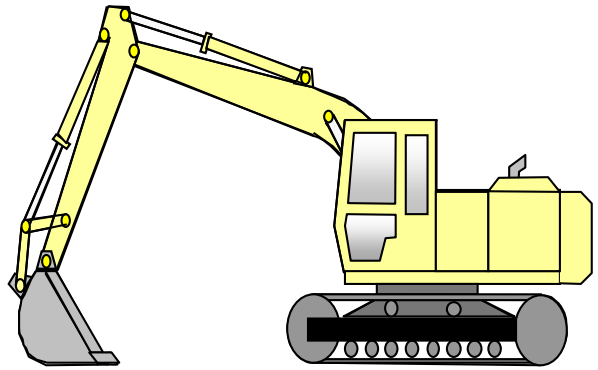

変更：バックホウ（山積0.8m3級）
＋大型ブレーカー（ベースマシン0.7m3級バックホウ）

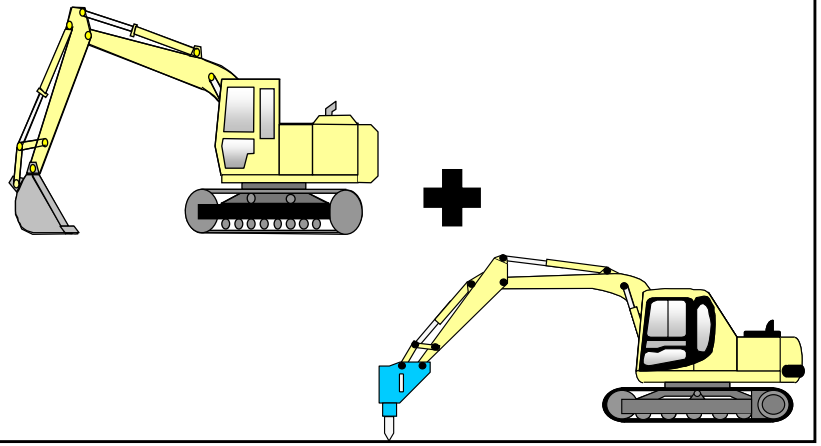

10　適切な事例③

北海道建設部
建設政策局建設管理課

③仮締切に関する事例

河川工事において連節ブロックを敷設するための河床掘削における仮締切工について、当初、大型土のうを設置する予定（任意仮設）であったが、掘削を行ったところボイリングが発生し掘削面が崩落したため大型土のうを定置できないことが判明したことから、受注者と協議を行い対策工法を検討した結果、仮締切工を鋼矢板に設計変更を行った。

【コメント】
締切工法は任意仮設であるが、発注者が選定した工法での施工が設計図書に記載の現場条件と実際の現場状況との不一致により当初設計の工法が不適当な場合は、任意仮設についても設計変更が可能である。
なお、矢板締切は出水時に撤去不能な構造であるため流下能力を十分検討し、異常出水時の対応などに配慮すること。
「７　設計変更までの流れ（フロー）」参照

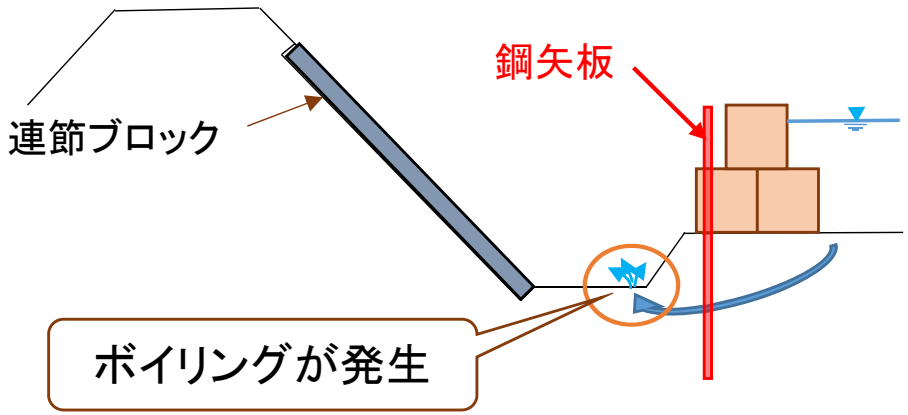

※ボイリングとは水のまわり込みにより掘削底面が破壊する現象

仮設鋼矢板設置状況

11　その他

北海道建設部
建設政策局建設管理課

これまでに述べた設計図書及び仮設工に関する考え方や作成方法については、「設計図書作成要領」の下記箇所に記載されているので、参考とされたい。

■ 各種工事における主な仮設工に関係する記載箇所を以下に示す。

- 【２　用語の定義】
  - →２－１　契約図書の構成
  - →２－２　契約関係用語の定義
- 【３　当初設計図書等の作成】
  - →３－１　当初設計図書
  - →３－２　当初参考資料
- 【７　設計変更の取扱い】
- 【12　指定と任意の考え方】
  - →12－1　指定と任意の定義
  - →12－2　設計変更の取扱い
  - →12－3　仮設工の取扱い
  - →12－4　不適切な具体例

４．条件明示チェックリスト

4-1. 条件明示チェックリストの活用

(１)発注者側の活用

・発注時の設計図書に明示する条件等の確認資料として活用。
・設計図書の作成する際、予め施工現場の地形条件、気象条件、施工時期、制約条件等を調査・確認する際のチェックリストとして活用。
・工事監督員の現場確認や、関係機関との協議・確認事項のチェックリストとして活用。
・施工経験の多少に関わらず、統一的な条件明示を作成する際のチェックリストとして活用。

(２)受注者側の活用

・入札時の設計図書に明示されている条件等の確認資料として活用。
・契約締結後、契約書第17条（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）の確認資料としてのチェックリストとして活用。
・工事監督員との協議・確認事項のチェックリストして活用。

4-2. 条件明示チェックリストの活用時の留意事項

・「条件明示チェックリスト」は、設計図書や積算、施工計画書等の作成時において参考資料として活用するものであり、請負契約上の拘束力を生ずるものではありません。
・「条件明示チェックリスト」は、特記仕様書などの基本事項を取りまとめたものであり、全ての施工条件を含んではおりません。今後、必要に応じて適宜加筆修正し、充実を図ります。
・明示されていない施工条件や明示事項が不明確な施工条件がある場合については、従来どおり契約書の関連する条項に基づき、受発注者協議により適切に対応する必要があります。

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
20	一般事項	1	適用	1	共通仕様書	■	■	自動入力
				2	土木工事積算基準等	■	■	〃
				3	概数	□	□	
				4	非契約数量	□	□	
				5	参考図	□	□	
				6	現場環境改善(選択)土木一般	□	□	
				7	現場環境改善(指定)土木一般	□	□	
				8	現場環境改善(選択)漁港	□	□	
				9	現場環境改善(指定)漁港	□	□	
				10	快適トイレ	□	□	
				11	熱中症対策	□	□	
				12				欠番
				13	施工管理委託(対象工事)	□	□	
				14	三者検討会(対象工事)	□	□	
				15	三者検討会(対象となっていない工事)	□	□	
				16	CALS/EC(率に含まれる場合　)	□	□	
				17	CALS/EC(積上げ計上の場合)	□	□	
				18	施工合理化調査	□	□	
				19	施工形態動向調査	□	□	
				20	ビデオカメラを活用した出来形管理	□	□	
				21	舗装維持管理システムへの舗装情報入力	□	□	
				22	標識台帳	□	□	
				23	照明台帳	□	□	
				24	コンクリート構造物のひび割れ調査票	□	□	
				25	情報化施工(土工)	□	□	
				26	情報化施工(舗装工)	□	□	
				27	ワンデーレスポンス	□	□	
				28	工事円滑化会議	□	□	
				29	設計変更確認会議	□	□	
				30	工事発注前三者検討会(開催済み工事)	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
20	一般事項	1	適用	31	施工箇所が点在する工事の間接費（共通仮設費、現場管理費）一般管理費等の積算について（対象工事）	□	□	
				32	1日未満で完了する作業の積算について（施工パッケージ）	□	□	
				33	1日未満で完了する作業の積算について（土木工事標準単価）	□	□	
		2	総合評価方式特記仕様書	1	施工計画審査タイプ	□	□	
				2	施工実績審査タイプ	□	□	
		3	道路維持管理業務	1	道路維持管理業務における一般事項	□	□	
		4	冬期増嵩経費措置工事	1	冬期増嵩経費措置工事について	□	□	
21	工程関係	1	週休2日モデル工事	1	週休2日モデル工事の実施について【土木工事】	□	□	
				2	週休2日モデル工事の実施について【漁港工事】	□	□	
				3	週休2日モデル工事の実施について【空港工事】	□	□	
		2	工期設定	1	工期設定について	□	□	
		3	他工事の影響	1	他の工事による施工時期の制約（開始時期）	□	□	
				2	他の工事による施工時期の制約（完了時期）	□	□	
				3	調査による制約	□	□	
				4	別途工事による制約	□	□	
				5	競合工事協議会の設置	□	□	
				6	指定部分の工期	□	□	
		4	施工の制限内容	1	時間的制約を求められた場合の報告	□	□	
				2	施工時間の制約	□	□	
				3	交通規制による制約	□	□	
				4	出水期の回避	□	□	
				5	日盛土高の制約	□	□	
				6	海浜地の制約	□	□	
				7	特定動物の繁殖地	□	□	
				8	仮設ヤードの制約	□	□	
				9	配管工事の施工時間	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
21	工程関係	4	施工の制限内容	10	植栽の完了時期	□	□	
				11	植生工の完了時期	□	□	
				12	植生工(生芝)の完了時期	□	□	
				13	試験杭の施工時期	□	□	
				14	水中コンクリートの打設回数及び日当り打設量	□	□	
		5	近接施設の制限	1	基礎杭の工法、施工時間	□	□	
				2	跨線橋塗装の作業時間等	□	□	
				3	跨線橋塗装の制約	□	□	
				4	市水道局との立会い	□	□	
				5	軌道横断施工の制約	□	□	
		6	協議未成立による制約等	1	案内板記載事項の協議中	□	□	
				2	保線区立合いの試験施工	□	□	
		7	協議による条件	1	水位上昇による施工不能時期	□	□	
				2	漁組協議による制約(完成時期)	□	□	
				3	漁組協議による制約(立入禁止区域)	□	□	
				4	稚魚の放流期間による制約	□	□	
				5	魚類捕獲・遡上による制約	□	□	
				6	国有林内の立木の取扱い(森林管理署)	□	□	
				7	国有林内の立木の取扱い(受注者)	□	□	
				8	渇水期での施工	□	□	
				9	橋脚の施工時期	□	□	
		8	余裕工期	1	全体工期と余裕期間の終期	□	□	
		9	フレックス工期	1	フレックス工期制について	□	□	
		10	埋設物等の調査等	1	地下埋設物の管理者等との立会い	□	□	
		11	ゼロ国債(道債工事)	1	工期設定上の基本的な考え方	□	□	
		12	中間検査	1	中間検査	□	□	
		13	週休2日交替制モデル	1	週休2日交替制モデルによる業務実施について(受託者希望方式)	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
22	用地関係	1	用地の使用許可等	1	森林管理署の使用許可の時期	□	□	
				2	農作物収穫後の着手	□	□	
				3	土地所有者との協議	□	□	
				4	注入設備の設置場所の協議	□	□	
		2	工事用地等の復旧内容	1	工事用地の原形復旧	□	□	
		3	工事用地の借地条件	1	土地所有者との立会い	□	□	
		4	仮設ヤードの使用条件	1	桁製作ヤードの使用条件	□	□	
				2	ブロックの製作場所	□	□	
23	公害関係	1	公害防止の指定内容	1	騒音・振動の測定	□	□	
				2	公害防止条例の制約	□	□	
				3	建設機械の指定機種	□	□	
				4	杭打機械の認定機種	□	□	
				5	電波障害への対応	□	□	
				6	切断作業の機種指定	□	□	
				7	コンプレッサー室の機器	□	□	
				8	坑口防音扉の設置	□	□	
				9	防音施設の性能	□	□	
				10	路面汚損防止の洗車池	□	□	
				11	排出ガス対策型建設機械の使用	□	□	
		2	水替・流入防止	1	水替ポンプの口径、台数	□	□	
				2	湧水が発生した場合の報告	□	□	
		3	濁水等の処理対策	1	排水の水質基準値	□	□	
				2	工事排水の基準	□	□	
				3	汚濁防止フェンスの設置	□	□	
				4	下水道への排水基準	□	□	
				5	沈殿池の設置（材料）	□	□	
				6	沈澱池の設置（放出方法）	□	□	
				7	工事濁水の処理基準	□	□	
				8	濁水処理施設の仕様	□	□	
		4	事業損失の調査等	1	地盤沈下の測定	□	□	
				2	地下水位の観測	□	□	
				3	地下水調査の仕様	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
24	安全対策関係	1	交通安全施設の指定	1	交通安全管理の仕様	□	□	
				2	区画線復旧後の交通開放	□	□	
				3	迂回路の設置	□	□	
				4	交通処理計画の提出	□	□	
				5	通行規制の安全施設	□	□	
				6	バリケード等の設置、誘導警備員の配置	□	□	
		2	落石等の防護施設	1	落石防護柵の設置	□	□	
				2	落石防止網の設置	□	□	
				3	土工用防護柵の設置	□	□	
				4	仮設落石防護柵の設置	□	□	
		3	交通誘導警備員、警戒船、発	1	交通誘導警備員の配置（片側交互通行）	□	□	
				2	交通誘導警備員の配置（配置図）	□	□	
				3	交通誘導警備員の配置（終日片側交互通行）	□	□	
				4	交通誘導警備員の資格及び配置	□	□	
				5	発破作業の保安対策等	□	□	
				6	火薬庫の保安対策	□	□	
				7	火薬作業の飛散防止柵	□	□	
		4	有毒ガス等の対策	1	呼吸保護具	□	□	
		5	手すり先行型足場	1	手すり先行型足場	□	□	
		6	土石流危険渓流	1	雨量計・警報装置・避難設備の設置	□	□	
				2	監視員の配置	□	□	
25	工事用道路関係	1	一般道路の使用	1	搬入経路の指定	□	□	
				2	運搬経路の指定	□	□	
				3	所轄警察署との協議	□	□	
				4	日曜・祭日等の運行制限	□	□	
				5	大型車両の通行制限	□	□	
				6	既設道路の補修内容	□	□	
				7	工事用道路の管理引継ぎ	□	□	
				8	道路占用工事の期間	□	□	
				9	交差道路の通行止め期間	□	□	
				10	本線上からの架設制限	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
25	工事用道路関係	2	仮設道路の設置	1	工事用道路の協議	□	□	
				2	仮設道路の仕様	□	□	
				3	工事用道路の仕様	□	□	
				4	仮歩道の設置	□	□	
				5	通学時間帯の交通誘導警備員の配置	□	□	
				6	桟橋への赤灯の設置	□	□	
				7	仮設道路の存置	□	□	
				8	仮設道路撤去に伴う堤防復旧	□	□	
				9	仮設道路の散水と維持	□	□	
		3	船舶経路関係	1	作業船の避難	□	□	
				2	えい航船の常時配置	□	□	
				3	船舶えい航船団の回航	□	□	
26	仮設備関係	1	仮設備の引渡し・引継ぎ	1	仮設物の他工事での使用	□	□	
				2	仮設物の存置	□	□	
				3	足場の存置	□	□	
				4	仮設物の撤去	□	□	
				5	迂回路・仮橋の供用	□	□	
		2	指定仮設	1	仮締切の仕様	□	□	
				2	土留工のボーリング調査	□	□	
				3	迂回路の仮橋構造	□	□	
				4	H鋼の打込工法の指定	□	□	
				5	支保工の開口部	□	□	
				6	仮設目隠し板の設置	□	□	
		3	仮設の設計条件	1	仮締切の対象水位・水量	□	□	
				2	仮橋の監督員の承諾	□	□	
				3	仮排水路の断面積・勾配	□	□	
				4	仮設道路(仮橋)の仕様	□	□	
				5	支保工基礎の地耐力試験	□	□	
				6	防護工の設置位置	□	□	
				7	舗装工事のためのヒーター運転時間	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
26	仮設備関係	3	仮設の設計条件	8	除雪の出動回数	□	□	
				9	除雪工	□	□	
				10	雪寒施設工（対象範囲外）	□	□	
				11	雪寒施設工（対象範囲内）	□	□	
				12	運搬排雪	□	□	
				13	凍結防止剤散布	□	□	
		4	施工図の作成	1	床掘工法	□	□	
27	建設副産物・廃棄物関係	1	発生土の工事間利用・仮置条	1	発生土の搬出先	□	□	
				2	掘削土の搬入先	□	□	
				3	発生土の流用、搬出	□	□	
				4	発生土の搬入工事	□	□	
		2	再生資材等の利用	1	再生アスファルト混合物の使用	□	□	
				2	コンクリート再生骨材について	□	□	
				3	コンクリート再生骨材の使用（再生骨材単価が、再資源化施設渡し単価で設定されている地域）	□	□	
				4	コンクリート再生骨材の使用（再生骨材単価が、ゾーン単価で設定されている地域）	□	□	
				5	骨材再生工（移動式）	□	□	
				6	コンクリート再生骨材の留意事項	□	□	
				7	すき取り土の再利用	□	□	
				8	既設路盤材の再利用	□	□	
				9	鉄鋼スラグ路盤材の使用（鉄鋼スラグ単価が、再資源化施設渡し単価で設定されている地域）	□	□	
				10	鉄鋼スラグ路盤材の使用（鉄鋼スラグ単価が、ゾーン単価で設定されている地域）	□	□	
		3	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	□	□	
		4	副産物・廃棄物の処理条件	1	舗装の切断作業時に発生する排水について	□	□	
				2	特定建設資材廃棄物の処理条件	□	□	
				3	建設副産物の処理条件	□	□	
				4	北海道循環資源使用促進税（以下「循環税」という。）について	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
28	工事支障物件等	1	占用物件の移設等	1	占用企業者との施工打合せ	□	□	
				2	ガス企業者の立会い	□	□	
				3	支障物件移設等協議会の設置予定	□	□	
		2	占用物件工事との重複	1	占用事業者との協議	□	□	
29	薬液注入関係	1	薬液注入の施工条件	1	薬液注入の仕様	□	□	
				2	深層混合等の試験方法	□	□	
				3	地盤改良の仕様	□	□	
		2	薬液注入の環境調査	1	薬液注入の環境調査	□	□	
				2	薬液注入の水質調査	□	□	
30	その他	1	資機材の保管等	1	資機材の保管場所	□	□	
				2	掘進機の運搬場所	□	□	
		2	現場発生品	1	現場発生品の協議	□	□	
				2	現場発生品の引渡し	□	□	
				3	現場発生品の再使用	□	□	
				4	現場発生品を道路管理者に返還	□	□	
		3	支給材、貸与品等	1	支給材料の内容	□	□	
				2	支給材料の保管場所	□	□	
				3	支給材料の輸送起算点	□	□	
				4	支給材料の架設工事箇所	□	□	
				5	貸付建設機械の内容	□	□	
				6	貸付建設機械の任意自動車保険	□	□	
				7	寄託物件	□	□	
				8	寄託物件の引渡し	□	□	
		4	近接協議の条件	1	近接協議の条件	□	□	
		5	架設工法の指定	1	架設工法の指定	□	□	
		6	電力の使用	1	工事用電力設備の指定	□	□	
				2	電力料金の負担区分	□	□	
				3	トンネル工事の電力需給地点	□	□	
				4	電力等の受注者の負担	□	□	
		7	新技術等の指定	1	新技術等の指定	□	□	
		8	部分使用の内容	1	部分使用の内容	□	□	
		9	給水の内容	1	給水の内容	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
30	その他	10	材料の指定	1	生コンクリート	□	□	
				2	ゴム製品等の品質確認等	□	□	
				3	ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い	□	□	
				4	港湾用骨材の積出港	□	□	
		11	植栽工	1	植栽工	□	□	
		12	策定歩掛	1	策定歩掛	□	□	
		13	適用仕様書	1	適用仕様書	□	□	
		14	塗膜の剥離等作業	1	塗膜に含まれる鉛等有害物質の含有量を、事前に委託業務で調査していない場合	□	□	
				2	塗膜に含まれる鉛化合物を、事前に委託業務で確認した場合	□	□	
				3	塗膜に含まれるクロムの含有が、重量比1%以上であった事を、事前に委託業務で確認した場合	□	□	
				4	鉛化合物を含む塗膜及び研削材の廃棄物の取扱い	□	□	
				5	クロムを含む塗膜及び研削材の廃棄物の取扱い	□	□	
				6	環境対策資機材（有害物質を含有する場合）の取扱い	□	□	
		15	漁港関係工事適正化推進検討会	1	令和2年度漁港関係工事適正化推進検討会の結果に基づく積算について	□	□	
		16	異形ブロック製作に係るクローラクレーンの拘束費	1	異形ブロック製作に係るクローラクレーンの拘束費について	□	□	
		17	堤防天端舗装工	1	堤防天端舗装工（当初設計書にて計上する場合）	□	□	
				2	堤防天端舗装工（当初設計書にて計上しない場合）	□	□	
		18	区画線工事に係る施工箇所	1	区画線工事に係る施工箇所について	□	□	
		19	その他	1	設計変更に明示のない取扱い	□	□	

条 件 明 示 チ ェ ッ ク リ ス ト

項目	項目名称	事項	事項名称	事例	事例名称	該当	記載	備考
31	平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行	1	平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行	1	遠隔地からの建設資材等調達に係る設計変更について（試行工事）	□	□	
				2	地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について（試行工事）	□	□	
32	新型コロナウィルス感染症への対応	1	新型コロナウィルス感染症への対応	1	新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策について	□	□	
				2	WEB会議システムによる打合せ	□	□	
				3	地域の資材の活用について	□	□	
33	諸経費動向調査について	1	諸経費動向調査について	1	諸経費動向調査の留意事項について明示する。	□	□	
34	工事現場における遠隔臨場の実施	1	工事現場における遠隔臨場の実施	1	工事現場における遠隔臨場の実施について	□	□	
35	北海道インフラゼロカーボン試行工事について	1	北海道インフラゼロカーボン試行工事について	1	北海道インフラゼロカーボン試行工事について	□	□	
36	建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について	1	建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について	1	建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について	□	□	